

平成25年3月15日

## 建設工事に係る指名競争入札の選定業者数について

建設工事に係る指名競争入札については、平成13年度以降、土木一式工事のA等級工事などで、指名業者数を「20名以上」として実施してきましたが、この間建設業者が約2割減少していることや、入札辞退者が増加していることから、平成24年度はそれ以前の平成12年度基準である「15名以上」に削減して試行してきました。

この結果、落札率がほぼ同じであることや、談合情報など不正な動きもないことから、競争性やコンプライアンス等について適正に確保できることが確認できました。

このことを踏まえ、平成25年度から指名競争入札における指名業者数についてはB、C等級、さらには全工事種類に拡大し、平成12年度の基準により実施します。

本件については、平成25年4月1日以降に指名通知する案件から適用します。

### 記

#### 1 改正の内容

現行の岐阜県建設工事指名競争入札参加者選定要領は、平成13年度に選定業者数を引き上げましたが、今回の改正で平成12年度の基準に戻して実施します。

H13～H24基準

	A等級工事	B等級工事	C等級工事
現行			
土木一式工事	20名以上	15名以上	10名以上
建築一式工事	20名以上	15名以上	10名以上
電気	15名以上	12名以上	10名以上
管	15名以上	12名以上	10名以上



H12基準

	A等級工事	B等級工事	C等級工事
改正			
土木一式工事	15名以上	11名以上	9名以上
建築一式工事	12名以上	10名以上	9名以上
電気	10名以上	9名以上	8名以上
管	10名以上	9名以上	8名以上